

吹田の郷

＝発行／すいた市民環境会議 代表／小田忠文 事務局／〒564-0032 吹田市内本町 2-18-8 TEL・FAX06-6-319-0630 小田（午後6時以降）
＝年会費／個人会員1000円 法人会員／10000円 振り込み先／00980-3-28845 すいた市民環境会議

すいた市民環境会議 第4回総会

日時 2000年5月21日(日)午後 1:00～4:00
場所 吹田市民会館・大集会室(1階)

NHK インターネット市民討論「地球法廷・環境を問う」参加者募集のお知らせ

現在、NHKでは世界の市民が参加して、人類生存の不可欠な前提である環境について討論するホームページ「地球法廷・環境を問う」を開設しています。「地球温暖化」と「食料危機」の二つのテーマで討論し、その模様をNHK・BS1でこの秋、放送する予定です。「地球法廷」ホームページをご覧ください、討論にご参加ください。

<討論の主旨>

世界経済の発展は、多くの人々に豊かさをもたらす一方で、地球環境の急激な悪化を招き、その解決を目指して国際政治の舞台では数多くの協議がなされてきました。しかし「かけがえのない地球」という認識は共有できても、その一方で、経済的利益を重視する考えも強く、合意の形成は未だ充分にできていません。環境の危機を打開するために、何ができ、変えられるか、「地球法廷」では環境の問題を経済の視点からも議論を深め、私たちの社会や暮らしのあり方を根本から問い直したいと考えています。

NHK インターネット市民討論「地球法廷・環境を問う」<http://www.nhk.or.jp/forum/>

「地球温暖化」:<http://www.nhk.or.jp/forum/co2/>

「食料危機」:<http://www.nhk.or.jp/forum/food/>

NPO講座 3

前号で書いたように『すいた市民環境会議としてNPO法人になったときのメリット・デメリットをどう考えるか』が法人化に向けてクリアしなければならない点です。

デメリットは情報開示のために事務処理、会計処理が煩雑になり、処理のための時間がかかるようになります。利潤があれば法人と同じように課税されます。

法人税には均等割りの課税と利益にたいする課税とがあります。均等割りは市と府に支払うもので、定額です。大阪府と吹田市に関してはNPO法人には条例で免除措置がとられています。したがって、利益に対してのみ税金が課せられます。

メリットは会の名で契約などの行為ができること。社会的信用を得ること。上記のデメリットを乗り越え、法人登録に耐えられるだけの力を付けているとみられるからです。

すいた市民環境会議としては、会計事務処理に関しては法人になっても対処できるような会計処理を心がけ、実行しつつありますので問題としなくてもよいと考えます。

現在のすいた市民環境会議は「環境問題」にたずさわるNPO法人として十分に活動可能と考えます。

あとは、会員の皆様と幹事との意志統一ができれば良いのです。

NPO法人についてはここまでとします。次回からNPOそのものに関して考えます。

ビオトープの会より

1月30日の作業で「ため池もどき」のスペースが2ヶ所できました。その「ため池もどき」に2月6日から3日間カルガモが10~18羽きていました。

感激! 感激! でした。

釈迦ヶ池にはガンカモ類はほとんど来ません。だからよけいに感激したのです。生き物の居場所を作ってやれば戻ってくるのです。ただし、カルガモはそれ以後来なくなりました。理由は「ネコ」のようです。このあたりの「ネコ」はハトを捕らえて食べるそうです。

これからも、このメダカの田んぼは「ため池」と「田んぼの水辺の草」の場を充実したものにするべく作業を続けます。5月には田植えもします。

皆さんも、是非ご参加ください。共に楽しみましょう。

作業日時	当面毎月 第二、第四の日曜日	9:30~12:00
持ち物・服装等	長靴 ゴムでコーティングした作業手袋(軍手でも可) 帽子 汚れて良い服装(または着替え)	あればスコップ



参加希望の方はお電話下さい(保険の関係上) 連絡先 TEL06-6319-0630 (小田・夜のみ)

吹田操車場の鳥

土志田新八・山田西

万博で鳥を見はじめて、いつの間にか10年が過ぎました。スズメ・ハト・カラス位しか知らなかった私が鳥にはまり込み、気がつくと10年余になっていたというところですよ。

望遠鏡の中にある鳥は、単に綺麗なだけでなく、非常に生き生きしています。本当に一生懸命生きていることが感じられ、私はそこに引き込まれたのだろうと思っています。

さて、何かの機会に2~3度のぞかしてもらっただけで、「吹田操車場に棲む鳥」とはいきませんが、そこで見た鳥を記してみます。

吹操での代表の鳥は、私は、「ケリ」だと思っています。（「ケリ」については、本誌第11号「吹田市の鳥NO10」をご覧ください）。

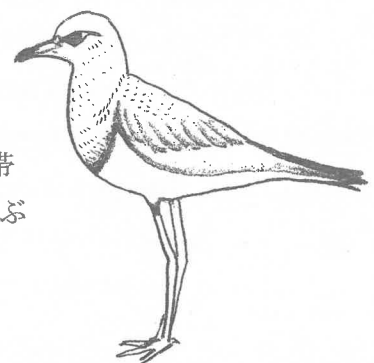
私は通勤にJR岸辺駅を通っていましたが、春が近づいてくると「ケリ」の鳴き声がよく聞こえてきます。朝の5~6分の待ち時間にハトより少し大きい鳥が、追いかけてこして飛んでいくのを何度も見かけています。地面に降りると茶色の保護色で肉眼では見つけにくいですが、名前の由来と思われる「ケッ」「ケッ」という鋭い大きな鳴き声と、飛んだときの羽裏の、白に先が黒いコントラストは、かなりはっきりと見ることができます。この操車場跡地では、少なくとも4~5つがい以上が繁殖していると思われます。

最近耳が悪くなったのか、鳴き声ははっきり聞こえませんが、草原の鳥の「ヒバリ」「ホオジロ」の仲間も結構いると思われます。また、本誌第13号で猛禽の「ハヤブサ」の仲間「チョウゲンボウ」を見たことが記されています。これは、その餌である小鳥や小動物が結構そこにいることを証しているものと思われる。

場所的に安威川や淀川に近い事もあり、非常に広い面積で、人間が少ないところから、雨のあとなどの水たまりには、「コチドリ」という「シギ・チドリ」類も飛来していることも十分考えられます。

操車場跡地がどうなるのかわりませんが、一度ゆっくり中を見せてもらえたら、と思っています。

ケリ 体の上面は淡茶褐色、頭から胸は灰色で下縁に黒帯がある。くちばしは黄色で先が黒く、脚は黄色で長い。飛ぶと翼上面の白い三角形が目立つ。



会報誌第14号「ヒメボタルの群生を天然記念物に…」要望書への回答

11 吹市広第 1209 号 平成 12 年 1 月 26 日

(2000 年) 吹田ヒメボタルの会

長 坂 孟 重 様

高 畠 耕一郎 様

小 田 忠 文 様

吹田市長 阪口 善雄

「要望書」について (回 答)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は本市行政発展のためにご協力賜り、厚くお礼申し上げます。さて、平成 11 年 11 月 25 日に受け付けさせていただきました標記のご要望につきまして、次のとおり回答させていただきます。

1) 吹田市環境基本条例第 20、21 集及び吹田市文化財保護条例第 38 条に基づき、高町池周辺の千里緑地のヒメボタルの群生を吹田市の天然記念物に指定すること。

ちなみに、岡山県は昭和 34 年 3 月、岡山県阿哲郡哲多町のヒメボタルを県指定天患記念物に、愛媛県上浮穴郡面河村は平成 10 年 8 月、面河村のヒメボタルの群生を村指定天然記念物に指定しています。

<回 答>

文化財保護法は、史跡や名勝とともに記念物という範疇で天然記念物を文化財のひとつに規定しております。この「天然記念物」という用語は、ややもすると絶滅のおそれのある希少な動植物やすぐれた自然などとしてイメージされ、自然そのものを保護する制度であるかのように受けとめられる傾向があることは否めません。しかし、法が目的とする天然記念物とその保護制度は、自然環境の構成要因としての貴重な動植物の保護を目的とする自然保護制度とは異なるものがございます。

人は長い歴史を通じて地域によって多様な歴史と文化を生み育んでまいりましたが、なかでも日々暮らす地域の自然と深くかかわった生業や生活の様式は、地域によって一様でない風土や文化をもたらしました。天然記念物とは、こうした様々な人と自然のかかわりを反映したものをいい、たとえば、それらは信仰や故事に由来する巨樹・老樹の単木であったり、神の宿る森や山であったり、和歌などに詠まれた景勝の花や紅葉などの植物であったり、神に見立てられた鳥や魚であったりすのです。すなわち、文化財保護法が対象とする天然記念物は、自然物が地域において歴史や文化と一体的にとらえられ親しまれてきた文化財ということであり、したがって、その保護しようとする自然は、こうした地域の風土や文化の形成にかかわり、人が育み守り伝えてきた文化的所産としての自然で、かつ学術的価値を有するものとされるのでございます。

吹田市文化財保護条例は、文化財保護法第 98 条第 2 項の規定に基づき制定されたものでございますので、天然記念物についても法の考え方に沿って指定を行うこととなります。市文化財保護条例の規定によってヒメボタルの指定を考える場合、当該のヒメボタルが地域の歴史や文化形成にどのように関わり、守り伝えられてきた文化的所産なのかということが重要で、これが学術的にみてどのような価値を有するののかという点を精査しなければならないという問題がございます。

次に、実効性の問題がございます。仮に市文化財保護条例により指定がなされたとしても、指定の対象となった動植物が衰亡するような事態になれば指定を解除することとなります。指定の解除とならないよう実効ある施策が講じられなければなりません。これには人が創造したものと自然が創造したものとい

う性格の違いに起因する難しさがございます。文化財保護法の体系において執られる文化財の保存方法は、指定をして現状を凍結或いは固定を行うということが中心となります。これは人が創造したものには有効ですが、自然が創造したもの、すなわち生物の種の保存を図るという目的を達成するには容易ではない点が多いと考えられます。ご承知のとおり、自然動物の保存管理において大事なことは、すべての動物種は自然界での存在形態として、個体群という形をとることでございます。そしてそれと同時に自然界に存在する種は一種のみで存在することはなく、それをとりまく環境要素としての他種とともに群集を形成しているということで、それは競争種であったり、捕食種であったり、また餌となる種であったりするという点でございます。動植物の保護は、同所に存在する捕食種や被食種その他のものの存在を抜きにしては考えることはできず、こうしたものの生息地も含む生態系全てを保存する必要があるということになります。日々変化する自然動植物を対象とする種の保存は、以上のことを把握したうえで、生物学や自然環境保護の観点から適正な施策を講じられないと実効性をもたないということなのでございます。

また指定が市民の生活を制約する問題もございます。文化財保護条例の規定による指定を行った場合、当該の天然記念物は、その保護のために現状を変更することや保存に影響を及ぼす行為が制限され、悪意或いは善意であっても罰則が適用されるという厳しい規定を置いてその所期の目的を達するようにしております。そのため、その生息する生態系を的確に把握し、保護すべき範囲を特定しなければなりません。そして生態系を壊さない程度に衰亡を防ぐための措置や保護増殖のための施策、たとえば光を厭うホタルに対し繁殖期に灯火を制限する、繁殖期に立ち入りを禁止するなど、地域住民のご理解がないとできない施策が伴うという問題がございます。

本市といたしましては、ヒメボタルの保護は、単に条例に基づいて指定をすることによって完結することではなく、生息しているという現在の状態を、市民の皆様と協力しあって、保存し、増殖をはかっていくことが重要であると考えておりますことから、指定の有無に関わらず、その方法は生物種の保存・増殖、自然環境保護といった観点から行われることが最も実効性があると思量いたしております。

ヒメボタルとそれが生息する環境は、本市に残された希少な生物であり、貴重な自然環境であるということは、評価されなければならず、これを行政と地域の皆様と協力して後世に引き渡すことが、重要な課題でありますことから、文化財保護の観点から、文化財としての評価、生息状況や生態系の把握、衰亡を防ぐための適正な施策の検討を行うとともに、現在地域の皆様方から頂戴しているご意見、生物の保存・増殖を行っている事例や学術研究機関等の調査例の収集を行い、ヒメボタルの保護にとって最も実効ある方法を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

2) 吹田市環境の保全等に関する条例第 25 条及び都市緑地保全法第 3 条第 3 項 (ロ) の適用により、高町池周辺の千里緑地を「緑地保全地区」に定め、ヒメボタルの生息環境を適正に保全すること。

<回 答>

高町池及びその周辺の千里緑地一帯については、吹田市でも数少ない原風景の一つであると認識いたしております。その中で生息しているヒメボタルを保護することは重要なことと考えます。

本市では、平成 11 年度 (1999 年度) にヒメボタル生息調査を実施し、その生息地域として千里山田地区 (高町池周辺) の千里緑地や海老が池周辺で、平均体長が 7.5mm で関西の地域に見られるものよりやや大きなヒメボタルが確認されているところであります。

また、千里緑地は、千里ニュータウン建設計画のなかで立案され、緑地として都市計画決定されております。その目的は、住区の環境保全と快適性の向上であり、都市環境の整備及び改善、都市市景観の増進とともに緊急時の避難等に役立ってまいりました。現在その整備・管理は、「都市公園法」に基づき緑化公園

事務所で行っています。

ご指摘の都市緑地保全法では、同じく都市計画の手法を用い、動植物の生息地または成育地も、規制により現状凍結的な側面が強い「緑地保全地区」の設定ができるように法改正がなされましたが、行為の制限・損失の保証・土地の買取り等に対し市町村の行財政能力から対処できない場合もあり、府下では、社寺林と屋敷林の3か所の指定に止まっているのが現状です。

今後は、平成11年度に実施した調査結果や先進都市の保護の状況を参考にして、ヒメボタルの保護について調査・研究するとともに、望ましい方法について議論を重ねるなかで広く方策を検討してまいりたいと考えております。

また、「都市公園法」では、平成5年（1993年）に自然環境に対する意識の高まりと自然とのふれあいに対するニーズに対処するため、生物とその環境及び共生者との関係について観賞、観察することのできる自然生態園などの施設が新たに位置づけられています。高町池周辺の千里緑地は、これに該当する資源を持った区域と認識しています。

本市では、人と生き物が共生できる緑地環境をつくるため、現在は、公園利用者の理解を求めながら、除草の時期を調整したり、公園灯の減光などの対処により、ヒメボタルの生息環境に配慮した整備・管理を心掛けています。

今後も、さらなる管理方法の議論と研究を進めてまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

〈幸町、吹田東小学校のキリ〉



府道、十三高槻線に面した校舎の狭い前庭に生えているため、数年前幹の上部を伐られて歪な樹形になっていますが生長が早く湿気を通さぬ所から家具、器具材として古くから利用され、大和本草では「切れば早く長ず故にキリという」とあります。

一帯はJR京都線と安威川に挟まれた地域で多くの工場と消防署、体育館、公民館など公共施設が密集し緑は乏しいながら活気のある町となっています。

- 樹高 10m
- 幹周り 2.75m

浅田都司男・千里丘中



垂水みち

岡村 昇二・高野台

*と き / 1月22日(土) 9:30~12:30

*集 合 / 北大阪急行 江坂駅 参加人数 / 15人

*コース / 江坂駅→大同生命ビル→江坂公園→豊津第一小学校→旌忠記念碑
→憶念寺→寺田の墓(慰義魂の碑)→垂水神社→雉子暇の碑
→上の池→垂水2丁目の古い町並み→糸田川・上の川改修記念碑
→阪急千里線・豊津駅

暖冬から一転して、防寒コートに身を包む日となった。しかし、家並みの続く地区なので、風当たりは弱く、歩いていると結構暖まった。

駅から大同生命ビルを挟んで東側に広がるのは、江坂公園である。4年前に、2.3haに61億円を投じてリニューアルしたもの。いこいの森、つどいの広場、花壇などがあってよく整備されている。

江坂より北に進むと、垂水町の豊津第一小学校に着く。ここは、創立120周年あまりの歴史をもち、校内には記念碑が目立つ。その一つに「風災記念碑」がある。これは、昭和9年の室戸台風により校舎が倒壊し、先生2人と児童51人が亡くなったことを記念するものである。このとき殉死した吉岡先生は、児童5人を腕の中に抱えて発見され、人々の涙を誘ったと伝えられている。

豊津の集落内の豊一市民センターの前に、旌忠(せいちゅう)記念碑がある。これは日露戦争に豊津村から出兵した84名を褒めたたえたものだそうだ。

垂水神社は、崇神天皇(BC97~)の第一皇子の子孫がこの地に移り住んで祖神を祀ったところと伝えられ、縁起では古い。万葉の時代に「いわばしる垂水の…」と詠われた滝が今も清らかな水を落としている。大木調査で高さ28メートルと測定されたのっぽの楠も階段上り口にそびえていた。

今回の垂水みちは、千里丘陵南端の傾斜地であって、有史以前から継続して人々の営みのあった所なので、人と川など自然との関わりを示す記念碑が数多くあった。雉子暇の碑「…父は長柄の人柱 鳴かずば雉も…」もその一つである。明治、大正時代の古い民家集落がかなり残った地区でもあり、紙面の都合で説明を省略するが、郷土史上興味深いところである。同時に、垂水神社裏山とその続きの斜面の森は、吹田では貴重な緑地帯であることを再認識した。

正雀みち 3月25日(土) AM9:30~12:30

阪急正雀駅改札口・参加費 500円・水筒

できることから、まず始めよう!!

「生活環境委員会」に参加しませんか

昨年暮れから、吹田市の生活環境問題解決へ向けて、市民としてアクションを起こすことを目的に活動を開始しています。まず、市が99年10月に発表した「吹田市エコオフィスプラン」について検討し、2月に下記の「質問・要望・提案」を行いました。今後はゴミ問題や、市民向けの環境マネジメント(環境家計簿)の普及などについても考えていく予定です。

委員会は月1回、平日の夜7時30分から、市民会館NPO室で開催しています。

「どうかしなくちゃ」と思っているあなたのご参加をお待ちしています。

連絡先 喜田久美子 TEL 06-6330-0305(夜のみ) FAX 06-6330-0376

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

吹田市役所エコオフィスプランー吹田市環境保全行動計画ーについての 質問と要望および提案

市長就任以来、職務遂行にあたっては何かとご苦勞の多いことと存じます。いろいろな困難はあることと思いますが、市長就任の際に私たちが聞いた意欲的な環境行政へのお考えを、ぜひ実現して頂きたいと存じます。

市長は5月下旬の私どもの総会において「吹田市としてISO14001の認証取得を考える」と話されました。私たちはその言葉を大変嬉しく思い、その実現に向けての具体的な行動がいつ示されるのかと期待していました。

10月に標記の「吹田市役所エコオフィスプラン」が策定されました。ここまでこぎつけられたことに敬意を表すとともに、この環境保全行動計画が私たちの期待に充分応えてくれるものなのか、いくつかの質問と要望、提言をさせていただきます。

【質問】

1. 環境マネジメントシステムの国際環境規格ISO14001認証取得に関する記載がありません。ISO14001の認証取得に向けての市長のお考えをお聞かせください。
2. 次世代を担うべき子ども達の教育現場である学校が、この計画の対象範囲に含まれていません。
・その理由を教えてください。 ・いつ対象にするお考えですか。
3. 5年間で削減目標5%となっていますがその根拠を教えてください。
4. 公共事業における取り組みでは、具体的にどのような行動が計画されていますか。
委託業者については環境マネジメントシステムISO14001を取得した業者を優先的に選定するなどは考えておられますか。
5. 市長は市民参加のもと協働と協育を唱えられています。
従って市長は、監査委員を決めるにあたり、市民の参加を求められると考えますが、
①何人ぐらいの参加をお考えですか。 ②その募集時期はいつごろですか。
③専門の監査人を入れる予定はありますか。 ④環境監査委員会の委員を教えてください。
6. 第3章「行動」の第2「省エネルギー・省資源の推進 2 省エネルギーの推進」には、「事務所・室では(中略)(エ)昼休み時の消灯を進める」とあります。
しかし、今年になっても、ほぼ庁内すべてにわたり消灯しているようには見えません。
・市長はこれについてどのようにお考えですか。お聞かせください。

【要望・提案】

1. H10年度を基準にするとH11年度は1年目ということになります。
行動計画による各光熱費の削減量および削減率を新年度から公表してください。
その方法として「市報すいた」に、市役所(本庁)の各光熱費を毎月、前年度同月比とともに掲載することを提案します。
2. 省エネ、ごみ減量行動は環境教育の観点からも重要と考えます。
学校現場での取り組みを実現させてください。
3. 公共事業における取り組みにおいて、
中小企業がISO14001の認証取得をできるよう支援してください。

以上、3月末日までにご回答くださるようお願いいたします。

****** まちなみ委員会・委員募集 ******

**2000年の吹田のまちを記録し
吹田のまちづくりと一緒に考えてみませんか**

千里ニュータウン建設や万国博覧会を契機に、吹田市から古い歴史のある家が消え、懐かしいまちなみや風景が失われています。

それでも今日、身近に接することのできる自然や、歴史的文化的環境はわずかながら残っています。また、江阪公園やスキュルチュール江阪といった新しい吹田の景観が誕生しました。

21世紀を前にして、もう一度、わがまち吹田を見つめなおし、吹田の良いところを広く市民に紹介すると共に、心に潤いとゆとりを持てるまちづくりを考えてみませんか。

本年は20世紀最後の年であり、吹田市にとっても市制施行60周年という節目の年にあたります。市は市制施行60周年にあわせて、第1回都市景観賞の表彰や、道路の愛称募集が行ないます。また、市内の観光マップ作成も検討されています。市も市民参加でまちづくりを考えていこうとの気運が芽生えつつあります。

すいた市民環境会議まちなみ委員会では、2000年の吹田を記録し、残したい吹田の原風景、広げたい・育てたい景観など、カルテをつくり、マップにすると共に、吹田市のまちづくりの諸施策に参画し、提言していきたいと考えています。

主旨に賛同下さる人を募っています。気軽に参加下さい。

・当面の活動計画

1. まちなみ委員会例会

日時：3月7日（火）、4月4日（火）、5月9日（火） 毎回 19:00—21:00

場所：吹田市民会館 5階 NPO支援室

2. 一緒に歩きませんか まちなみウォッチング

（すいた市民環境会議大木委員会と共催）

日時：3月25日（土） 9:30—12:30

場所：正雀みち 阪急正雀駅集合

参加費：500円（資料、保険代）・水筒

3. 奈良まち散策・ならまち街づくりセンターと交流

（申込み要 先着20名 締切り：3月28日（火））

日時：4月8日（土） 9:00—16:00（現地解散）

集合：JR吹田駅 2階改札前 9:00 集合

参加費：1200円（入館料、ガイド謝礼、保険など）

（別に自己負担、交通費：吹田—奈良往復 1780円、昼食代 1500円程度）

・連絡先：岡村昇二 TEL & FAX 06-6871-5216

〒565-0861 吹田市高野台 2-13-10

ホームページにより 要望書や回答を公開しています。

----今、インターネットでは...その2---- 草野弘靖

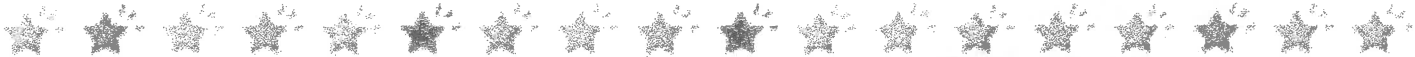
◆インターネットの世界では、大企業であろうと一市民団体であろうと、全く平等に情報を発信できます。今、すいた市民環境会議のホームページには、1日に20名から30名ほどの来訪者があります。

みなさんも御存知のように、インターネットでの宣伝効果は非常に大きなものです。そこで環境会議ではこの宣伝効果を利用して、「吹田貨物駅のアセス実施計画書」などの市の資料や、「ヒメボタルの保護に関する要望書」など私達が市に提出した要望書とその回答をホームページ上で公開しています。

私達が何を提案したり、要望をしているのか、それに対して市がどのような回答をしているのかを吹田市民および全国民に知らせています。

◆しかし、こんな便利なホームページも、見てくれる人が少ないと効果がありません。そこで会員のみなさま、環境会議のホームページの宣伝をお願いします。名刺にホームページのアドレス記入していただいてもかまいませんし、手紙やe-mailを送る時にアドレスを入れておいて下さい。また、他のホームページの掲示板に記入するのも効果的かも知れません。

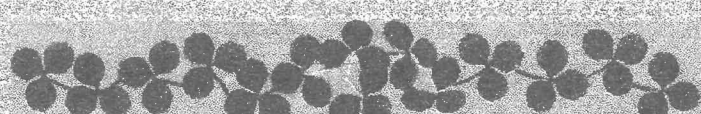


URL は、<http://www.alpha-net.ne.jp/users2/kusahiro/suika.htm>




自然・歴史・文化の保全と創成
環境問題を考える市民組織

すいた市民環境会議

吹田は私たちの生きるまち
私たちの子どもたちが育まれるまち
たくさんの生きものたちとともに
すこやかに楽しく生きていくために
私たち市民の手で守り創り育てたい
緑を水を大気を



こんな事をしています | 環境会議NEWS | 入会の案内 | 掲示板 | リンク



すいた市民環境会議事務局へ



《 吹田市の鳥 NO.14 》

アトリ(花鶏) アトリ科

平(ヒラ) 軍二

寒い冬に雑木林や水田地帯を大群で飛び交い、好きな木の実・草の実を見つけると群がって啄むアトリは、「冬に花咲くアトリの花」と形容される位、輝いて見える小鳥である。

アトリはユーラシア大陸の亜寒帯に広く繁殖しており、日本に冬鳥として渡来、越冬する小鳥であるが、渡来数に多い年と少ない年があり、最近では95年に兵庫県を生野銀山跡地周辺で10万羽を越える大群が観察されている。吹田市周辺では多くても数百羽程度で、毎冬観察できると限らないが、今年は万博公園などでアトリが良く観察できる当たり年となっている。

アトリは体長約16cm、スズメよりは幾分大きめで、橙色の胸と白い腰の美しい小鳥であるが、特に群で移動するときの群舞が華やかで、見る人の心を踊らさせてくれる思いがする。

アトリは木の実が好きな小鳥で、万博公園では特にアキニレに集まっていることが多い。

アキニレは9月下旬に小さな花が咲いた後、種子の周りに翼をつけた軍配型の実をつけるが、この頃北から渡ってきたばかりのアトリの餌となっている。1月までは木の上で、2月に実が落ちると地上で、更にアキニレの実が全くなくなる4月はハルニレの実が代役をつとめるなど、万博に越冬中のアトリの主食はアキニレ(とハルニレ)である。アキニレ以外では、タカオモミジ・トウカエデ・アメリカフウ・タイワンフウ・ハンノキ・ナンキンハゼなどがアトリの食べる木の実(種子)で、ヒノキ・サワラ・スギなどの針葉樹の種子も食べる木の実である。

先月、紫金山公園で実施した東佐井寺地区公民館主催の観察会で、紫金山公園西側の梅林周辺に植えられたタイワンフウに、アトリがカワラヒワと共にいるのを確認し嬉しさに思わず頬がゆるんだ。

(紫金山の鳥としては67種目にリストアップ)

尚、初秋に渡来した当初のアトリは雄雌とも灰色の頭をしているが、春先の渡去の時期が近づくと、雄の頭は真っ黒な頭巾をかぶった姿に変身する。この変化は羽が生え代わるのではなく、羽の先がすり減ることで根元の黒色が表面に出てくるとのこと、繁殖期のアトリは雄であることを強調するために、このように特異な方式を進化させたようである。

(2000.2.5)



また消える歴史の証人・竹中邸

小田信子・内本町

皆さんは山田村のことをご存知でしょうか。私は3年程前まで山田駅周辺だけが旧山田村とっていました。住んでいらっしゃる方には悪いのですが「山田市場」という町名があることも知りませんでした。

現在、山田とつく町名の所だけでなく、山田川にそって千里丘方面も含むとても広い、裕福な村だそうです。今でも、山田東には旧家が多く、とても落ちついた「まちなみ」を残しています。

その山田東に竹中邸があります。この竹中家は旧吹田村の一部と垂水村の一部を管理していた旗本でした。そして馬上門のあるお屋敷として知られています。

でも、この竹中邸も取り壊され、マンションになる運命が決定しています。その前に是非見せていただくとう、まちなみ委員会メンバーの岡村さんのご努力でこの1月に竹中邸見学が実現しました。嬉しい中にも、とても悲しい見学会です。

立派な馬上門を入ると苔むした大きな庭石が目前に、玄関横にはご当主丹精の盆栽が並んでいます。ご当主の説明では江戸時代の建物だが年代は判らないとのこと。

重厚な造りは、内本町の西尾邸と比べると質実剛健という雰囲気があります。雨戸の鍵の造作が変わっていて面白く拝見しました。また、土間が残っており、新しく手は加えてありますが、へつついさん*が残されているのが嬉しく、ついしゃいでしまいました。最近までそのへつついさんでタケノコをゆがいたとか。

転居準備中のお屋敷を気軽に見学させて下さるご当主に感謝した一日でした。

吹田市内にまだ茅葺きの家が残っています。しかし年々取り壊され、新しくなったり、マンションになったりしています。竹中邸の場合は知りませんが、それらの多くは相続による変化です。これ以上「吹田の原風景」である茅葺きや、趣(おもむき)のある家々がなくなる方法を考えていものです。

*へつつい:土やレンガで作られたかまど。

~~~~~

## 👉 2000年度会費納入のお願い 📬

2000年度の会費納入の時期が来ました。同封の郵便振込用紙で「2000年度会費」と記入のうえ1年分1000円(法人は10000円)を振り込んで下さい。  
(なるべく4月1日以降にお願いします)

~~~~~

会費納入者・新会員(敬称略) 001.20~00.2.20

00年度新会員(個人会員)

木村澄夫 鈴木真代 岡本悦子 武田義明

99年度会費納入者

森一人

~~~~~